

1 公共施設等の管理に関する基本方針(案)

基本的な方向性として示した3つの柱に基づき、総合管理計画計画に盛り込むべき内容を以下に整理します。

(1) 人口や財政状況等を見据えた施設機能(サービス)の向上

対象	公共施設	
計画に盛り込むべき内容	<p><u>施設全体の基本方針(案)</u></p>	
	<p>「公共サービス=施設」という考え方ではなく、「施設(ハコ)」と「機能(サービス)」を分離して考えた上で「機能(サービス)」に着目し、どの機能を継続すべきか検討を行う。</p>	公共施設
	<p>重要度が高いにも関わらず満足度の低い機能(サービス)については、サービスのあり方を見直し、利用者の満足度向上を目指す。</p>	公共施設
	<p>選択と集中により最適な機能(サービス)を組み合わせ、施設の機能移転・複合化・多機能化等により利便性の向上を図り、賑わいを創出するとともに市民サービスの向上を目指す。</p>	公共施設
	<p>特に、学校施設については、遊休化する場合の利活用についてワークショップ等を実施しながら、地域住民との十分な対話のもと最適な機能配置の検討を進める。</p>	公共施設

(2) 施設総量の縮減と長寿命化・建替え手法の工夫による施設性能の向上

対象	公共施設・インフラ施設（道路及び橋梁）	
<p>計画に盛り込むべき内容</p>	<p><u>施設全体の基本方針（案）</u></p> <p>中長期的な人口の減少動向や、財政面での対応可能な水準（投資的経費の動向）を踏まえ、施設総量の縮減を視野に入れながら、既存施設の一律的な更新や単一機能の施設整備は原則行わない。ただし、インフラ施設の総量については現状維持の方向とする。</p> <p>公共施設の更新（建替え）、統合や廃止を行う場合は、利用状況や老朽化の状況などの客観的な指標をはじめ、市としての政策的必要性などを考慮の上、方向性について判断する。特に学校施設については、今後の児童・生徒数の減少に応じて、学校規模の適正化や校区の統廃合に関する検討を進める。</p> <p>公共施設の更新（建替え）を行う場合は、スケルトン方式を採用するなど、長期的なニーズの変化に対応でき、容易に機能の転換が図れるような建築工法を検討する。</p> <p>施設の劣化状況や不具合を把握するなど適正な維持管理を行うとともに、大規模改修や耐震化を実施することで施設性能の向上を図り、市民が安全・安心に利用できる状態を目指す。</p> <p>施設の種類・用途、部材の重要度等に基づき、予防保全・事後保全等を適切に組み合わせた維持管理を行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。なお、インフラ施設については、個別に策定している長寿命化計画等に基づきながら、適正な維持管理を行う。</p> <p>スケルトン方式とは、建物の柱や骨組みで構造を支え、仕切り壁などは簡易なものにすることにより、必要に応じて部屋の大きさや形を変更できる方式。この方式を採用することにより、少子化の進行により生まれる学校などの核となる施設のスペースを地域の実情や要望に合わせ、生涯学習や高齢者福祉、子育て支援の機能（サービス）に変更していくことが可能となる。</p>	<p>公共施設</p> <p>インフラ</p> <p>公共施設</p> <p>公共施設</p> <p>公共施設</p> <p>インフラ</p> <p>公共施設</p> <p>インフラ</p>

(3) 市民や民間事業者との連携を重視した取組の推進

対象	公共施設・インフラ施設（道路及び橋梁）	
<p>計画に盛り込むべき内容</p>	<p><u>施設全体の基本方針（案）</u></p> <p>PPP・PFIなど民間活力の導入を図り、施設の整備や運営、維持管理に民間資金とノウハウを取り入れることで、効率的・効果的な市民サービスの提供とライフサイクルコスト縮減を図る。</p> <p>利用が一部の市民に限られている公共施設については、利用拡大に向けたPRとともに、幅広い層の集客や利用促進に向けた施設利用・運営方法等の工夫について、民間のノウハウも活用しながら検討する。</p> <p>民間施設を借り上げるなど、公共施設として保有することにこだわらず、柔軟な公共サービス提供のあり方を検討する。</p> <p>市民や地域が担うことのできる機能（サービス）については、権限と財源の移管を進めるなど、市が推進している「地域分権制度」の取組に沿いながら、市民と市における役割分担のあり方を検討する。</p> <p>公共施設の更新や統合・廃止等の推進に当たっては、利用方法や跡地活用などについて、地域住民・利用者との対話を十分に行い、双方の理解と協力を得た上で事業を進める。</p>	<p>公共施設</p> <p>インフラ</p> <p>公共施設</p> <p>公共施設</p> <p>公共施設</p> <p>公共施設</p>

2 計画の推進に向けて(案)

(1) 公共施設等の数値目標の設定について

公共施設の延床面積については、以下に示す考え方により、計画期間内における数値目標を検討し、計画に記載するものとします。

なお、投資的経費の水準や、公共施設の延床面積は年数を経るごとに変動しうることから、定期的に見直しを行うことで、財政状況と将来支出のバランスについて検証することが考えられます。

(数値目標の検討方法)

以下の手順で算出される値を「公共施設の延床面積の削減目標値」として設定する。

- ・ 今後見込まれる公共施設とインフラ施設（道路及び橋梁）の更新、大規模改修に要する費用を推計する。（推計期間については向こう40年間を想定）
- ・ なお、上水道及び下水道については、利用料金を前提とした公営企業会計による運営が行われていることから、上記推計の対象外とする。市立川西病院は公営企業施設の一つであるが、一般財源からの繰出しが多く見込まれるため、上記推計費用に含める。
- ・ 過去10年程度の投資的経費の動向から、標準的な水準を設定する。なお、投資的経費を大きく変動させる特殊要因があった場合には適宜補正を行う。
- ・ 年間当り更新等費用に対する、投資的経費を上回る金額の比率を、「公共施設の延床面積の削減目標値」として設定する。

$$\frac{\text{投資的経費を上回る金額（年間当たり更新等費用 - 投資的経費の標準水準）}}{\text{年間当たり更新等費用}}$$

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策について

計画を推進していく上での庁内体制としては、一元的にマネジメントする組織体制想定します。また、定期的な情報共有・進捗確認の場として、庁内会議等を適宜開催し、計画に基づく取組の進捗状況について確認することなどが考えられます。

(3) フォローアップの実施方針について

計画期間は長期を想定していますが、社会情勢や庁内での政策動向の変化を考慮し、市総合計画の改訂時期を目安として見直しを行うことが望ましいと考えられます。

また、今回実施した市民意識調査については、今後も適宜実施し、公共施設に対する市民の評価を定期的に得ることで、サービスの改善や施設のあり方検討に活用することが有効であると考えられます。